

コーデックス委員会第 38 回食品表示部会の結果概要

開催日程：2010年5月3日（月）から5月7日（金）

開催場所：ケベック（カナダ）

1. FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について

○ 任意又は義務的に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案

① 前回の食品表示部会では、

- ・ 義務的に表示される栄養成分として、現在リストに含まれているエネルギー、たんぱく、炭水化物、及び脂質については、維持すること。
- ・ 現在リストに含まれていない飽和脂肪酸、糖類をリストに加えること、及びコレステロールはリストに加えないこと。

が合意されている。

② 今回の部会では、トランス脂肪酸、添加した糖類（added sugars）、食物繊維、ナトリウム（食塩）について議論が行われ、

- ・ トランス脂肪酸はリストに加えず、注釈部分に「トランス脂肪酸の摂取量のレベルが公衆衛生上の懸念である国は、栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を考慮する必要がある」の旨を記載すること。
- ・ 添加した糖類（added sugars）、食物繊維はリストに加えないこと。

が合意された。また、ナトリウム（食塩）については合意に至らず、保留を示す括弧書き[sodium/salt]のままとし、作業部会で引き続き検討することとなった。

③ 本件ガイドライン改定案については、第 33 回総会に規格案として諮り、予備採択を受けることとなった。

2. 遺伝子組換え食品の表示

○ 遺伝子組換え食品及び遺伝子組換え食品を原材料とする食品の表示に関する提言案

- ① EU諸国、シンガポール、ガーナ、ケニア、韓国等より、提言案の検討作業の継続を希望する旨が表明された一方、米国、アルゼンチン、ドミニカ、メキシコ等より作業中止を希望する旨が表明された。

- ② 議長より、作業継続する旨が言い渡され、ブラジル案（表示規制は各国において異なることを示すこと）、アメリカ案（遺伝子組換え作物が他の作物と異なることを想起することを目指すものではないこと）をもとに検討されたが、ブラジル案、米国案ともに支持する国が拮抗した。
- ③ このため、非公式ミーティングが開催されて検討が行われ、「遺伝子組換え食品に関する表示制度は各国で異なっているが、本文書は、既存のコーデックス文書で遺伝子組換え食品の表示に関する重要な要素を編纂することのみを目的としている。この文書は、遺伝子組換え食品が、その生産方法を理由に、他の食品と異なっていることを想起させることを目指しているわけではない」との冒頭文案が示された。
- ④ 今後、本件冒頭文案、議長が提案したブラジル案の修正案（本文書の目的は、単に、いくつかのコーデックス文書から重要な関連部分をひとつの文書にまとめるものである。各国が遺伝子組換え食品に関する異なるアプローチをとることができることが認識されている。この文書は、遺伝子組換え食品が、その生産方法を理由に、他の食品と異なっていることを想起させることを目指しているわけではない）について各国のコメントを求め、次回部会までに、ガーナを議長国とし、EUがサポートする物理的作業部会（ブリュッセルで開催予定）を開催して検討されることとなった。